

無担保住宅借換ローン 『むたんぼ“2000”』

商 品 名 (愛称)	むたんぼ “2000”
ご 利 用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢が満 20 歳以上 65 歳以下で、最終完済時において満 75 歳以下の方。 ・ 安定継続した収入が見込める方。 ・ 公庫、他行等住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あり、かつ直近の1年間に返済遅延がない方。 ・ 原則として、団体信用生命保険に加入できる方。(保険料は当金庫負担) ・ (株)ジャックスの保証が受けられる方。 ・ 当金庫の会員となれる方。 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 ③地区内に転居することが確実と見込まれる方。 <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたいただかなくとも、ご融資をさせていただきますことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的および民間住宅ローンの借換資金。 ・ 公的住宅ローンの特別加算額の借換資金。 ・ 上記ローンと同時に行う新規のリフォーム資金全般。 <p>ただし、上記いずれにおいても、借換は金利の軽減が見込めること。 なお、借換対象物件が借地上の建物である場合も取り扱い可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借換に必要な諸経費(経過利息・抵当権解除費用・一括返済事務手数料) ・ 以下の借換は対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当庫の住宅ローンの借換資金 ・ 申込人以外の住宅ローン(連帯債務者の場合は可) ・ 無担保住宅ローンの借換
ご 融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円以上 2,000万円以内(1万円単位) <p>但し、自営業者は 1,000万円以内。 借換対象ローンの残高を上限とします。</p>
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6ヶ月以上 20年以内 <p>但し、借換対象ローンの残存期間に3年加算した期間を上限とします。また、複数の住宅ローンを借換える場合は、最長の期間のものが対象となります。</p>

ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型といたします。 ・ご融資利率は、融資実行日における当金庫所定の利率を適用させていただきます。なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。 ・ご融資後の金利の見直しにつきましては、当金庫の住宅ローンプライムレートを基準に毎年4月1日、10月1日を基準日として、基準日現在における適用利率を新金利とします。 ・新利率は、基準日以降、最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日から適用されます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済とし、ボーナス併用返済もできます。 ・ボーナス返済は元金の50%以内とし、年2回の6ヶ月間隔のご返済となります。 ・利率変動後の新返済金額が前回返済金額の1.25倍を超えるときは、1.25倍を限度とします。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)ジャックスが保証しますので、原則不要です。 ・但し、次の場合は必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・借換対象ローンの連帯債務者または連帯保証人になっている方。 ・団体信用生命保険に加入できない方。 ・(株)ジャックスが必要と認めた場合。
保証料 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は、ご融資利率に含まれます。 ・各種手数料は、業務手数料一覧を参照ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：025-543-3184）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）並びに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申し込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率や返済額の試算等につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。